

平成27年1月13日

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会
会長 道上正規様

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会
一般廃棄物処理基本計画改訂部会
部会長 田中勝

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂について(報告)

平成26年8月4日付け発生環第314号で諮問のあった「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改訂」について、本部会において慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので報告する。

記

- 1 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂(案) 別添のとおり
- 2 附帯意見 本計画の改訂(案)は、鳥取県東部広域行政管理組合が策定した新可燃物処理施設整備計画、循環型社会・低炭素社会の実現に向けた国の動向及び地域の実情等を鑑み、見直しを行ったものである。
プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、近年、焼却炉の技術開発が進み、廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な焼却処理が可能であることから、住民の意見や経済的優位性等を考慮しながら、熱エネルギーとして有効活用していくことを検討されたい。

主な変更箇所

12. 課題の抽出

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり、課題を整理しました。

12-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類として回収している新聞、書籍・雑誌、ダンボールなどが20%程度、プラスチックごみ等として分別している容器包装プラスチックが6%程度含まれています。**引き続き再利用できる古紙、汚れていない容器包装プラスチックの分別の徹底を継続していくことが必要です。**

また、構成市町の各種団体が行っている古紙等の集団回収は、自治体の経費節減やリサイクルの有効な手段となっており、今後も推奨していくことが必要です。

- ・生ごみ処理機器の利用実態や減量効果などが把握されていないため、事業の効果を明確にして、普及啓発を継続する必要があります。
- ・使い捨てライター、カセットボンベ等が小型破碎ごみとされているため、収集運搬や中間処理において、火災や爆発の危険性が高く、その対策を検討する必要があります。
- ・可燃ごみの約4割を占める事業系可燃ごみは、平成19年度以降減少していましたが、最近はほぼ横ばいとなっており、減量化をさらに推進する施策の検討が必要です。
- ・高齢者・障がい者の方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があり、住民サービスや福祉の面での対応が必要です。

12-2 収集・運搬に関する事項

- ・収集運搬における二酸化炭素等の地球温暖化ガス排出量を削減するために、ハイブリッド車等の導入を推進する必要があります。
- ・収集運搬に係る環境負荷や経費を低減するために、分別区分の見直しや効率的な収集体制等の導入を検討する必要があります。

12-3 中間処理に関する事項

- ・ごみ焼却施設の老朽化やごみ処理広域化に対応するため、新可燃物処理施設の整備を計画的に進める必要があります。
- ・新可燃物処理施設は、ごみ焼却処理に係る環境負荷や経費を低減するため、高効率ごみ発電施設として整備する必要があります。
- ・中間処理施設（焼却施設・資源化施設）では老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、供用期間や次期施設の整備時期を考慮して、有効な維持管理計画を検討する必要があります。

12-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られています。最終処分量の約7割は中間処理された焼却灰、残りの約3割は不燃物処理施設である鳥取県東部環境クリーンセンターから排出される不燃残渣と軽量残渣及びガラス残渣等です。特に焼却灰以外の埋立物について

減量化を検討する必要があります。

12-5 その他に関する事項

- ・停止した焼却施設は、平成 18 年 1 月 13 日環廃対発 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」に基づき、解体撤去する必要があります。
- ・大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物への対応を検討する必要があります。
- ・在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法を検討する必要があります。
- ・不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、対応策を検討する必要があります。
- ・東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県では「鳥取県海岸漂着物地域計画（平成 24 年 3 月）」を策定し、国内外由来のごみが大量に集積している鳥取砂丘等の海岸等を重点区域として選定し、漂流・漂着ごみの適正処理や発生抑制など、県や市町村、地域住民やN P O 等、官・民連携した取り組みを進めています。

また、国においては、緊急的に海岸のクリーンアップを行う「漂流・漂着ごみ対策重点クリーンアップ事業」の対象海岸にも選定されています。

漂流・漂着ごみは海外から流れ着くものもありますが、ポイ捨てや河川敷等に置き去りにされた生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、外出中のごみの持ち帰り等について啓発を検討する必要があります。

第3節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種又は9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状の分別形態を基本とします。



図2-3-1 分別形態（代表例）

2. 廃プラスチック類の取り扱い

(1) 廃プラスチック類の分別状況

- 本圏域では、最終処分場の延命化や資源の有効活用を図るため、廃プラスチック類を分別収集してマテリアルリサイクルを行っています。なお、廃プラスチック類は「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチックごみ」の3種類に分けて分別収集し、効率化を図っています。
- 廃プラスチック類の分別については、ごみステーションにおける自治会役員等の献身的な努力・指導や住民の協力等により、圏域住民に定着している実態があります。一方で、汚れたプラスチックごみについては、マテリアルリサイクルが困難であり、洗って排出することにより、住民生活や環境への過度な負荷が生じる恐れがある等の課題が見受けられます。

(2) 今後の廃プラスチック類の取り扱い

- 今後の廃プラスチックの取り扱いについては、本圏域におけるこれまでのごみ処理体制の浸透度合いを踏まえ、容器包装リサイクル法等の趣旨に沿って、効率性や経済性に配慮しつつ、基本的には「ペットボトル」と「白色トレイ」及び「プラスチックごみ」の3種分別によるマテリアルリサイクルを継続することとします。
- 一方、東日本大震災以降、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの有効活用及びエネルギー源の分散・多様化が重要視されており、ごみ処理施策においては、ごみの排出抑制や再利用によるごみ減量を進めるとともに、処理が必要となるごみについては、ごみの持つエネルギーを高効率に利用していくことが求められています。
- 以前の焼却炉では、耐熱性等の問題から廃プラスチック類を含む高カロリーごみの処理は困難でしたが、技術開発により、現在の焼却炉は廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な処理が可能となっています。これらのことから、近年建設されている可燃物処理施設では、ごみの持つエネルギーを活用して発電を行い、二酸化炭素の削減等に貢献しています。
- 新可燃物処理施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や経済的優位性等を確認しつつ、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては、熱エネルギーとして有効に活用していくことを検討していくものとします。

12. 課題の抽出

東部圏域のごみ処理の現状を踏まえ、次のとおり、課題を整理しました。

12-1 排出に関する事項

- ・収集可燃ごみには、古紙類として回収している新聞、書籍・雑誌、ダンボールなどが20%程度、プラスチックごみ等として分別している容器包装プラスチックが6%程度含まれているため、分別の徹底が必要です。
- ・生ごみ処理機器の利用実態や減量効果などが把握されていないため、事業の効果を明確にして、普及啓発を継続する必要があります。
- ・使い捨てライター、カセットボンベ等が小型破碎ごみとされているため、収集運搬や中間処理において、火災や爆発の危険性が高く、その対策を検討する必要があります。
- ・可燃ごみの約4割を占める事業系可燃ごみは、平成19年度以降減少していましたが、最近はほぼ横ばいとなっており、減量化をさらに推進する施策の検討が必要です。
- ・高齢者・障がいの方においては、集積所へのごみ排出が困難な場合があり、住民サービスや福祉の面での対応が必要です。

12-2 収集・運搬に関する事項

- ・収集運搬における二酸化炭素等の地球温暖化ガス排出量を削減するために、ハイブリッド車等の導入を推進する必要があります。
- ・収集運搬に係る環境負荷や経費を低減するために、分別区分の見直しや効率的な収集体制等の導入を検討する必要があります。

12-3 中間処理に関する事項

- ・ごみ焼却施設の老朽化やごみ処理広域化に対応するため、新可燃物処理施設の整備を計画的に進めます。
- ・新可燃物処理施設は、ごみ焼却処理に係る環境負荷や経費を低減するため、高効率ごみ発電施設として計画しています。
- ・中間処理施設（焼却施設・資源化施設）では老朽化に伴い維持・補修費が増大することが予測されるため、供用期間や次期施設の整備時期を考慮して、有効な維持管理計画を検討する必要があります。

12-4 最終処分に関する事項

- ・最終処分場の埋立容量は限られているため、処分量の約7割を占める焼却灰の処理についても検討する必要があります。

12-5 その他に関する事項

- ・停止した焼却施設は、平成18年1月13日環廃対発060113001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進について」に基づき、解体撤去する必要があります。
- ・大規模な災害が発生した場合には、平常時の処理体制では対応できないことが想定されるため、災害廃棄物への対応を検討する必要があります。
- ・在宅医療が進むなか、家庭から排出される医療系廃棄物について、中間処理施設の処理方法に応じた適切な処理・処分方法を検討する必要があります。
- ・不法投棄や野外焼却などの不適正処理が見られるため、対応策を検討する必要があります。
- ・東部圏域の海岸には漂流・漂着ごみが多く、県においては、国外由来のごみが大量に集積している鳥取砂丘等の海岸等を重点海岸として選定しています。

また、国においては、緊急的に海岸のクリーンアップを行う「漂流・漂着ごみ対策重点クリーンアップ事業」の対象海岸にも選定されています。

漂流・漂着ごみは海外から流れ着くものもありますが、ポイ捨てや河川敷等に置き去りにされた生活系ごみが河川を通じて海に到達する量も多いため、外出中のごみの持ち帰り等について啓発を検討する必要があります。

第3節 分別収集計画

1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種又は9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も分別収集を継続していきます。

2. 重点施策の概要

(1) 廃プラスチック類の分別状況

本圏域では、マテリアルリサイクルを推進するため、古紙類や廃プラスチック類について分別収集を行っています。特に、廃プラスチック類については、「ペットボトル」、「白色トレイ」、「プラスチックごみ」の3種分別を行っています。

容器包装プラスチック類については、住民に対し、食品等が付着し、汚れているものについては、それを取り除く等の分別作業をお願いしていますが、可燃ごみへの混入が見受けられます。また、プラスチックごみにも汚れたものの混入が見受けられます。

④ プラスチックごみ(週1回収集)

鳥取市指定袋
持出方法…「鳥取市プラスチックごみ指定袋」に入れて出してください。(有料)
(指定袋以外の袋では収集しません。)

代表例	出し方の注意
<p>プラスチックのみでできているもの</p> <p>マークの入った容器包装類</p>  <p>卵のパック ラップ ビニールホース シャンプー容器 ※ポンプ式破碎ごみへ</p> <p>買物袋 スponジ アルミコーティング袋 チップス</p> <p>ラップ ビニールホース シャンプー容器 ※ポンプ式破碎ごみへ</p> <p>ビニールホース シャンプー容器 ※ポンプ式破碎ごみへ</p> <p>スponジ アルミコーティング袋 チップス</p>	<p>※ラップ類などで汚れたものは、軽く水洗いをしてください。</p> <p>※マヨネーズ類の容器は、はさみ等で切ってから水洗いをするなど、必ず中身をきれいに取り除いてから出してください。</p> <p>※キャップやふたは、外してください。</p> <p>金属製のキャップとリングは、外して小型破碎ごみに出してください。</p> <p>※ポリタンクは、中の灯油や水を抜き、ふたを外して出してください。</p> <p>※ポンプ式のシャンプー容器などのポンプ部分は、外して小型破碎ごみに出してください。</p> <p>※二重袋(ごみを一旦小袋に入れたものを袋に入れて出すこと)にしないでください。</p>

図 2-3-1 プラスチックごみの分別方法（鳥取市パンフレットによる）

(2) 今後の分別方針

- ▶ 廃プラスチック類は、これまでどおり「プラスチックごみ」、「ペットボトル」、「白色トレイ」の3種分別とします。
- ▶ ただし、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの取り扱いについては、今後、新可燃物処理施設供用までに構成市町と十分協議します。

○ 廃プラスチック類の取り扱い

- ① 東部圏域では、これまで循環型社会の実現に向けて、ごみの分別及びリサイクルの推進に積極的に取り組んできており、特にプラスチックごみの分別は圏域住民に根付いている実態があることから、「ペットボトル」と「白色トレイ」は、これまでどおり分別収集します。
- ② 汚れたプラスチックごみについては、これまでどおり水で軽く洗って、分別排出することを基本とします。
- ③ 水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみについては、住民の分別収集の負担軽減を図るとともに、水環境への負荷軽減等を考慮しながら、具体的な取り扱いについて、新可燃物処理施設供用までに構成市町と十分協議します。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂案（原案）に係る パブリックコメントの実施について

1. 目的

本年度、鳥取県東部広域行政管理組合管理者より諮問し、現在、鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会（以下「審議会」という。）で審議されている「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改訂について、この度、審議会としての改訂案（原案）がまとまりましたので、これを広く東部圏域住民に情報提供し、意見を求めるものです。

2. 改訂案（原案）

資料閲覧場所に設置のとおり

3. 実施期間等

（1）実施期間

平成26年11月13日（木）から平成26年12月8日（月）まで

（2）意見の方法

住所、氏名、電話番号を明記のうえ、持参・郵便・ファクシミリ・電子メールのいずれかで意見を提出してください。（様式は問いません）

（3）資料の公表・設置（閲覧）場所

東部広域事務局生活環境課、各組織市町担当課

東部広域ホームページ、組織市町ホームページ（本組合ホームページへのリンク）

（4）意見提出者の公表の有無

無し

4. 意見の公表

提出された意見等は、審議会の考え方を付して東部広域ホームページで公表します。

5. 意見提出先・問い合わせ先

〒680-0052 鳥取県鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局生活環境課

電話 0857-26-0532／FAX 0857-29-2759

メール seikatsukankyo@east.tottori.tottori.jp

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂案（原案）に関する意見の概要と審議会の見解(案)について

No	意見の概要	審議会の見解(案)
1	<p>計画案 57 ページには「現在の焼却炉は廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な処理が可能となっています。」</p> <p>また、34 ページの表 1-2-12 には低位発熱量の平均は 9,213KJ/kg とされています。</p> <p>また、33 ページには分別の不徹底として、資源化可能な紙やプラスチック類が合計 26 % 程度含まれているとされています。</p> <p>① まず、分別の徹底による資源化は、更に大きく進める必要があります。</p> <p>② そのうえで、資源化が進めば進むほど収集可燃物の低位発熱量が低下し、化石燃料等を加え完全燃焼させることになると考えます。安全な処理が可能であるならば、排出されるダイオキシン類などの有害物質の量を慎重に勘案したうえで、可燃物に含めるプラスチック類の範囲を拡大し、燃料等の使用量を少なくし、運転経費の削減、二酸化炭素などの排出量の低下を進めて頂きたい。</p>	<p>ごみの分別については、現状の分別形態を基本とし、これまで通りの分別の徹底を継続していきます。</p> <p>国においては、ごみを再生可能エネルギーとして位置付けるとともに、循環型社会、低炭素社会の実現に向けて、廃棄物発電の導入等による熱回収等を推奨しています。</p> <p>新可燃物処理施設は、ごみの持つエネルギーを利用した発電を計画するとともに、排ガス対策に万全を期すこととしています。</p> <p>また、新施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や負担軽減等を考慮しながら、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては、熱エネルギーとして積極的に有効活用していくことを検討していくものとしており、ご意見は、今後の計画の参考とさせていただきます。</p>